

環境性能割税率等について(軽減税率終了後)

〈適用期間〉令和4年1月1日より

①税率区分

車種	適用要件	自家用		営業用			
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車		
電気自動車(燃料電池車含む)							
天然ガス自動車	平成21年排出ガス基準10%低減(3.5t超~12t以下) 平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下)	非課税	非課税	非課税	非課税		
プラグインハイブリッド自動車(登録車に限る)			-		-		
ガソリン自動車 (ハイブリッド自動車含む)	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)						
	乗用車	かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	非課税		
		かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1.0%				
		かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2.0%	1.0%	0.5%		
		かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成			1.0%	0.5%	
		かつ令和12年度燃費基準55%達成			2.0%	1.0%	
		上記に該当しない車	3.0%	2.0%	2.0%		
	バス・トラック(軽量車) 軽自動車はトラックに限る 車両総重量2.5t以下	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)					
			かつ令和2年度燃費基準+5%達成のバス	非課税	-	非課税	-
			かつ平成27年度燃費基準+25%以上達成のトラック		非課税		非課税
			かつ令和2年度燃費基準達成のバス	1.0%	-	0.5%	-
			かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成のトラック		1.0%		0.5%
			かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	2.0%	2.0%	1.0%	
		上記に該当しない車	3.0%		2.0%		
	バス・トラック(中量車) 車両総重量2.5t超3.5t以下	①平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)					
			かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税	-	非課税	-
			かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	1.0%	-	0.5%	-
			かつ平成27年度燃費基準+5%達成	2.0%	-	1.0%	-
		②平成17年排出ガス基準50%低減(☆☆)又は、平成30年排出ガス基準25%低減(☆☆)					
			かつ令和2年度燃費基準達成のバス	非課税	-	非課税	-
		かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成のトラック					
		かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	1.0%	-	0.5%	-	
		かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	2.0%	-	1.0%	-	
		上記に該当しない車	3.0%	-	2.0%	-	
LPG自動車(石油ガス)	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)						
	乗用車(登録車に限る)	かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	-	非課税	-	
		かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1.0%	-			
		かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2.0%	-	0.5%	-	
		かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成		-	1.0%	-	
		上記に該当しない車	3.0%	-	2.0%	-	

車種	適用要件	自家用		営業用		
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車	
乗用車 (ハイブリッド車含む)	平成21年排出ガス基準適合又は、平成30年排出ガス基準適合					
		かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	-	非課税	-
		かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (令和5年3月31日まで)		-		-
		かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (令和5年3月31日まで)		-		-
		かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (令和5年3月31日まで)		-		-
		かつ上記に該当しない車 (令和4年3月31日まで)		-		-
		(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)	3.0%	-	2.0%	-
		上記に該当しない車	3.0%	-	2.0%	-
	ディーゼル自動車	平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%以上低減又は、平成30年排出ガス基準適合				
			かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税	-	非課税
		かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	1.0%	-	0.5%	-
		かつ平成27年度燃費基準+5%達成	2.0%	-	1.0%	-
平成21年排出ガス基準適合						
		かつ令和2年度燃費基準達成のバス	非課税	-	非課税	-
		かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成のトラック		-		-
	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	1.0%	-	0.5%	-	
	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	2.0%	-	1.0%	-	
	上記に該当しない車	3.0%	-	2.0%	-	
バス・トラック(重量車) 車両総重量3.5t超 (ハイブリッド車含む)	平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%以上低減又は、平成28年排出ガス基準適合					
		かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	非課税	-	非課税	-
		かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成	1.0%	-	0.5%	-
		かつ平成27年度燃費基準達成	2.0%	-	1.0%	-
	上記に該当しない車	3.0%	-	2.0%	-	

※ NOx:窒素酸化物 PM:粒子状物質

②税率区分(令和12年度燃費基準、令和2年度燃費基準及び平成27年度燃費基準エネルギー消費効率を算定していない自動車)

車種	適用要件	自家用		営業用		
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車	
(ハイブリッド自動車含む)	乗用車	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)				
		かつ平成22年度燃費基準+84%達成	非課税	非課税	非課税	
		かつ平成22年度燃費基準+62%達成	1.0%			
		かつ平成22年度燃費基準+50%達成	2.0%	1.0%	0.5%	
		かつ平成22年度燃費基準+19%達成	3.0%	2.0%	2.0%	1.0%
	上記に該当しない車	2.0%				
	バス・トラック(軽量車) 軽自動車はトラックに限る 車両総重量2.5t以下	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)				
		かつ平成22年度燃費基準+57%達成のバス	非課税	-	非課税	-
		かつ平成22年度燃費基準+57%以上達成のトラック		非課税		非課税
		かつ平成22年度燃費基準+50%達成のバス	1.0%	-	0.5%	-
かつ平成22年度燃費基準+50%以上達成のトラック		1.0%		0.5%		
かつ平成22年度燃費基準+44%以上達成		2.0%	2.0%	1.0%		
上記に該当しない車	3.0%	2.0%				

③税率区分(令和12年度燃費基準エネルギー消費効率を算定していない自動車で、令和2年度燃費基準及び平成27年度燃費基準エネルギー消費効率を算定している自動車)

車種	適用要件	自家用		営業用		
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車	
(ハイブリッド自動車含む)	乗用車	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)				
		かつ令和2年度燃費基準123%達成	非課税	非課税	非課税	
		かつ令和2年度燃費基準109%達成	1.0%			
		かつ令和2年度燃費基準達成	2.0%	1.0%	0.5%	
		かつ令和2年度燃費基準80%達成	3.0%	2.0%	2.0%	1.0%
上記に該当しない車	2.0%					
LPG自動車(石油ガス)	乗用車(登録車に限る)	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)				
		かつ令和2年度燃費基準123%達成	非課税	-	非課税	-
		かつ令和2年度燃費基準109%達成	1.0%	-		-
		かつ令和2年度燃費基準達成	2.0%	-	0.5%	-
上記に該当しない車	3.0%	-	2.0%	-		
ディーゼル自動車	乗用車 (ハイブリッド車含む)	平成21年排出ガス基準適合又は、平成30年排出ガス基準適合				
		かつ令和2年度燃費基準達成 (令和5年3月31日まで)	非課税	-	非課税	-
		かつ上記に該当しない車 (令和4年3月31日まで)		-		-
		かつ令和2年度燃費基準達成 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)	3.0%	-	2.0%	-
上記に該当しない車	3.0%	-	-	-		

④税率区分(上記①～③に該当しない場合)

車種	適用要件	自家用		営業用	
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
乗用車	-	3.0%	-	2.0%	
乗用車以外	-	3.0%	2.0%		

⑤控除(バリアフリー車両及び先進安全自動車(ASV)自動車)

対象・要件等		軽減内容(初回新規登録) (令和5年3月31日までの取得に限る。)
バリアフリー車両	ノンステップバス (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のため導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る。)	取得価額から1,000万円控除
	リフト付きバス (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のため導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る。)	取得価額から800万円控除 (乗車定員30人以上の空港アクセスバス)
		取得価額から650万円控除 (乗車定員30人以上)
	取得価額から200万円控除 (乗車定員30人未満)	
ユニバーサルデザインタクシー (一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る。)	取得価額から100万円控除	
対象・要件等 先進安全自動車(ASV)		軽減内容(初回新規登録)
側方衝突警報装置(BSIS)を搭載した車両	トラック 車両総重量8t超(被けん引車を除く)	取得価額から175万円控除 (令和5年3月31日までの取得に限る。)

※ NOx:窒素酸化物 PM:粒子状物質